平成２５年（フ）第１４４号
愛知県北名古屋市久地野字安田78―１　メゾン久遠101号室、住民票上の住所愛知県江南市宮田神明町春日418番地
破産者　西原　秋石
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１０号
愛知県稲沢市今村町西宮附218番地２
破産者　大嵜　吉野
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１１号
愛知県稲沢市今村町西宮附218番地２
破産者　オーエス機工商会こと　大嵜　恵史
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第７３号
愛知県知立市西中町永崎184番地２、前住所愛知県知立市西中町永崎185番地１
破産者　藤井　敏行
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
大津市国分１丁目７番30―508号　シティオ大津石山、前住所大津市国分１丁目９番19号ソシエール大津302、前々住所大津市螢谷７番21号
破産者　梅田　　宏
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５８号
兵庫県西宮市上ケ原七番町１番１―105号、前住所兵庫県西宮市上田東町２番40号
破産者　ボーディコーポレーションこと　石川　武志
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６９２号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目７番13号　イーズハイツつかしん１―Ｅ、前住所兵庫県西宮市東山台２丁目33番地１　１―415号
破産者　松野　玉江
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０号
兵庫県尼崎市武庫元町２丁目10番13号
破産者　嶺井　智美（旧姓吉田）
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１８号
兵庫県西宮市段上町１丁目２番24号サニーフラッツ101号
破産者　木戸　幸江
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第９号
宮崎市大字島之内7691番地　井崎貸家西側、前住所宮崎市古城町後藤寺迫6362番地　コーポ赤煉瓦館207号
破産者　平田　和美
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８２号
宮崎市東宮１丁目120番地２
破産者　岡嶋　里香
1　決定年月日　平成26年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５０６号
福岡県三井郡大刀洗町山隈1714―20インペリアルビラ104号、申立時の住所福岡県朝倉市甘木414番地１レオパレスオアシス114号
破産者　角　　雄策
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２３号
福岡市中央区舞鶴２丁目７番22号
破産者　佐藤　正義
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２５号
福岡県筑紫野市針摺西２丁目６番８―502号
破産者　木村　　健
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７２号
福岡市博多区元町１丁目８番６―301号
破産者　高本　隆一
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８号
福岡市中央区清川１丁目１番26―1002号
破産者　樋渡　俊作
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７１号
福岡市東区舞松原６丁目７番16号
破産者　小笠原久美子
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０号
山形市東青田５丁目４番54号
破産者　日本アルカディアペット美容学院こと　松坂憲太郎
1　決定年月日　平成26年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部